

共同研究契約書

公益財団法人浜松科学技術研究振興会（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、次の各条によって共同研究契約（以下、「本契約」という。）を締結するものとする。

（共同研究の題目等）

第1条 甲及び乙は、次の共同研究（以下、「本研究」という。）を実施するものとする。

- (1) 研究題目：  
(2) 研究目的及び内容：

（研究期間）

第2条 本研究の研究期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（共同研究経費）

第3条 乙は研究経費負担分 一 金 円（消費税を含む）を甲に対し、支払うものとする。

（共同研究における設備等の取扱い）

第4条 共同研究経費により甲において新たに取得した設備等は、甲の所有に属するものとする。

（研究報告書の作成）

第5条 甲及び乙は、双方協力して、研究成果について、共同研究完了後2ヶ月以内にとりまとめるものとする。

（工業所有権）

第6条 本研究に基づく工業所有権の権利が生じる場合には、甲乙協議の上、原則として乙に譲渡する。

（秘密保持）

第7条 秘密保持については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（研究開発の中止又は期間延長）

第8条 天災その他本契約の遂行が困難である特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上、本研究を中止又は研究期間を延長することができる。

（協議）

第9条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 浜松市中区城北3-5-1 静岡大学内  
公益財団法人 浜松科学技術研究振興会  
理事長 稲垣 訓 宏

乙